(5)　精神病棟入院基本料の注4に規定する重度認知症加算の施設基準

イ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護職員の数は一以上）であることとする。

ロ　重度認知症の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態であること。

五　特定機能病院入院基本料の施設基準等

(1)　特定機能病院入院基本料の注1に規定する入院基本料の施設基準

イ　一般病棟

①　七対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十六日以内であること。

4　看護必要度の基準を満たす患者を一割五分以上入院させる病棟であること（救命救急入院料を算定する治療室を有している保険医療機関の病棟を除く。）。

②　十対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十八日以内であること。

4　当該病棟に入院している患者の看護必要度等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

ロ　結核病棟

①　七対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟に入院している患者の看護必要度等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

4　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

②　十対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

ハ　精神病棟

①　七対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

②　十対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

③　十三対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

④　十五対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

ニ　精神病棟

①　七対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟の平均在院日数が四十日以内であること。

4　当該病棟において、新規入院患者のうちＧＡＦ尺度による判定が三十以下の患者が五割以上であること。

②　十対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟の平均在院日数が四十日以内であること。

4　当該病棟において、新規入院患者のうちＧＡＦ尺度による判定が三十以下の患者が五割以上であること。